



# 「知財高裁調査官」の 「調査報告書」

首席審判長 梅田 幸秀

## 1. はじめに

裁判所の正面玄関を入り、右手側（南側）の高層階用エレベーターを利用して17階に降り立つと、廊下の壁に「知的財産高等裁判所」の看板（門札）が目に入る。知的財産高等裁判所は、知的財産権に係る紛争の早期解決と理論的な先導役を果たすという使命の下、知的財産権に関する事件を専門的に取り扱う裁判所として、平成17年4月に設立された。国民から寄せられている大きな期待からすると、大組織をイメージしがちであるが、一フロアの四分の一強を占めるにすぎないこぢんまりとした組織である。

筆者は、平成15年4月から18年3月までの3年間にわたり、知的財産高等裁判所調査官（設立前は東京高等裁判所調査官）として裁判所に勤務する機会を得た。じっくりと腰を落ち着けて勉強できるのではないかと期待していたのであるが、業務は、想像以上にハードであり、仕事は充実していたものの心身共かなりしんどかったというのが実感である。

この間は、知的財産関連訴訟の充実及び迅速化が叫ばれ、司法制度改革推進本部における「知的財産訴訟検討会」での数次に亘る（平成14年10月から17回）議論の結果、裁判の迅速化に関する法律（平成15年7月16日施行）、知的財産高等裁判所設置法（平成17年4月1日施行）、裁

判所法等の一部を改正する法律（平成17年4月1日施行）が制定され、担当裁判官の人数を含めて知財に関する裁判所の組織の整備が図られるとともに、裁判の進め方も大きく変化した時期にあたり、当然のことながら、調査官業務にも変革が期待され、従前よりも一層の充実、迅速化が求められることとなった。

また、裁判所調査官の職分についてみると、期日等において当事者に対する釈明や証人等に対する発問を行い、裁判官に対して意見を述べる等の権限を有する旨の民訴規定等の導入により、その権限の拡大及び明確化がなされ、専門的処理体制の一層の強化を図る一環として、裁判所調査官が果たす役割と責任は、従前より大きくなってきた。

裁判所調査官の業務内容については、これまでも、様々な視点で、調査官経験者、裁判官、法曹界などから多くが紹介されており、会員の皆様も概要についてはすでにご存じのことと思われるが、近時の制度改革によって、果たして、調査官の業務がどのように変わってきたのか、調査官を経験することによって何を得心できたのかなど、若い会員の中には、興味と関心を抱いている方も多いと思われるので、本稿では、知財高裁調査官の業務等についてその概要を紹介することとしたい。なお、紹介する内容については、筆者の個人的な経験、感想によるものであること、従前からの紹介と多々重複する部分があることを予めご了承願いたい。

## 2. 調査官とは

知財高裁HPは、裁判所調査官の業務内容と権限について、次のように紹介している。

「知的財産高等裁判所に配置されている裁判所調査官は、裁判官の命を受け、特許、実用新案等に関する事件の審理、裁判に関して必要な技術的事項を調査します。さらに、平成17年4月からは、裁判長の命を受けて、口頭弁論期日等において、訴訟関係を明瞭にするため、当事者に対して問いを発することなどができるようになりました（民事訴訟法92条の8）」

このとおりではあるが、「審理、裁判に関して必要な技術的事項を調査」とか、「訴訟関係を明瞭にするため、当事者に対して問いを発する」とかの、漠然とした表現では、どんな業務をやっているのかがよくわからないという方も多いと思われるので、もう少し、詳しく説明する。

### (1) 法律上の地位

裁判所法57条には、裁判所調査官について、次のように規定されている。

「最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所に裁判所調査官を置く。

2 裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、工業所有権又は租税に関する事件に限る。）の審理及び裁判に関して必要な調査その他の法律において定める事務をつかさどる。」

また、同65条には、裁判所調査官の勤務裁判所について、次のように規定されている。「裁判所調査官、裁判所事務官（事務局長たるものを除く。）裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、家庭裁判所調査官補、執行官及び裁判所技官の勤務する裁判所は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを定める。」

これらの規定に基づいて、裁判所調査官が任命され、知的財産高等裁判所での勤務を命じられることになる。

身分については、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務及び退職年金制度に関する事項について

定めた、「裁判所職員臨時措置法」という法律によって、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律、国家公務員倫理法など、特許庁の審査、審判官と全く同じ法律が適用される。

### (2) 制度の歴史

東京高裁に知財担当の調査官が置かれたのは、昭和24年4月、東京地裁に置かれたのは、昭和41年10月、大阪地裁に置かれたのは昭和43年1月に遡る（高林 龍「知的財産権訴訟における裁判所調査官の役割」日本工業所有権法学会年報 第20号（1996）を参照。）

知財担当の裁判所調査官を置いた趣旨は、専門的、技術的知識を必要とする事件には、一般に内容の複雑なものが多く、その審理期間も長期に及んでいることから、裁判官を補助する者に必要な調査を命じ、裁判官の判断の資料とすることで、負担の軽減を図り、事件の能率的な処理を図るというものである（知的財産訴訟検討会、第5回会合（平成15年2月28日）配布資料1「専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度に関する現状と課題」、首相官邸HP）

筆者が生まれる前から知財調査官制度は存在したことになる、そろそろ、還暦を迎えるという大変長い歴史を有している。上記した趣旨からすると、その存在意義はきわめて高いと思われるのであるが、仕事柄からか、国民の間における認知度は大層低いといえる。筆者の友人、親戚などは、例外なく、依然として、裁判所調査官の仕事の内容を全くイメージできていない。

### (3) 任用

過去、長い間、調査官は、特許庁の審判官経験者（特実）から任用されていた。しかし、知財担当調査官の増員が必要とされるなかで、給源を特許庁のみに求めることは難しいということから、平成14年より東京高裁において、平成15年より東京地裁において、弁理士出身の調査官が任用されるようになった。現在、弁理士出身の調査官は、知財高裁、東京地裁に1名が在籍しており、ともに2代目の方である。

聞くところによれば、調査官としての任用を希望する弁理士の数は多いそうであり、選抜が大変とのことである。給料はダウンするそうであるが、お金に換えがたい経験を積むことができるということで、調査官を希望されるとのことである。それもそのはず、知的財産権関係民事事件の新受件数は、全国地裁第一審で579件、全国高裁控訴審で141件（知財高裁控訴審87件）、審決取消訴訟の新受件数は589件（いずれも平成17年、知財高裁HPより）であり、弁理士の人数からすると、訴訟を経験できるチャンスがきわめて少ないことがわかる。

知財高裁の一部の調査官は、本籍が最高裁調査官の肩書きを有し、併任先として、知財高裁での勤務を命じられている。上告された場合に必要となる場合があることから、そのような任用体系とされているようであるが、幸い、筆者の在任期間中には、最高裁で仕事をするのは皆無であった。

#### （４）機構、定員

現在、知財高裁には11名の調査官が在籍している。うち、1名が弁理士出身であることは上述したとおりである。東京地裁には7名、大阪地裁には3名が在籍している。知財関連事件の数が増大したため、東京地裁では、平成11年に、5名から7名に増員され、東京高裁では、平成14年に、9名から11名に増員されている。以前は、東京高裁に、海難関係、建築関係の調査官が置かれており、一緒の部屋で仕事をしていたそうであるが、知財調査官の増員に振り替わってしまい、現在では、知財担当の調査官のみが在籍している。

ちなみに、知的財産高等裁判所設置法、下級裁判所事務処理規則などには、「調査官室」を置くとの規定は存在しないようである。にもかかわらず、一番年次の上の調査官は、慣例として室長と呼ばれている（地裁でも同様である）。室長も調査官の一員であり、調査業務が主であるため、室長としての管理業務は、最高裁行政局、知財高裁事務局等との連絡、調整、見学者への対応、裁判官会議、裁判官協議会へのオブザーバー出席などであるが、調査官室内の清掃等については、室員のご配慮があつて免除されている（事務職員も補助職員も配置されていない）。

### 3. 業務の内容

#### （１）担当事件

知財高裁調査官は、特許、実用新案についての審決取消訴訟の全件（審決の内容が、法律的判断だけのものは除く。）侵害訴訟の控訴審については、裁判官から依頼のあった事件のみについて調査を行うことになっている。最近では、地裁において特許の有効、無効の判断がなされることが多いため、控訴事件についても調査する機会が増えていると聞く。

訴状が届くと、知財1～4部に対して、事件が配てられ、担当部、受命裁判官（主任）、担当書記官が決まった後、書記官室を経由して、写し（裁判所に提出する書類は、正本、副本（相手方の数分）の他に、第1部～第4部に配てんされた事件は写しを3部、特別部（大合議部）に配てんされた事件は写しを6部用意する必要がある。）のうちの1部が、調査官の手元に届くことになる。書類の保管等において便利のように、当初はビニールカバーに綴られた状態で届けられる（書類はA4であるが、カバーはB5であるため（何度も使い回している。）、書類に綴じ用の孔を穿けるのに若干の工夫が要る。）。なお、事件ごとに書面による調査官への調査命令が出され、事件記録の正本に連続されるが、調査官に対しては、書面がいちいち届けられるわけではない。

調査官への事件の配てんは、調査官の専門性に基いている。実際には、室長が、クレーム等から技術分野を把握して、各調査官（1事件につき調査官は1名。）に順番に事件を配てんすることとなる。専門性といっても、大きく、機械、化学、電気に分けているだけである（現在の人数内訳は、機械が4名、化学が4名、電気が3名である。）。個々の調査官から見ると守備範囲は広く、これまでに経験したことのない技術分野の事件も担当することとなる（特に、機械分野の調査官は、審査部でいえば、審査第1部、第2部が、審判部でいえば、A～D群が担当している技術分野の全てをカバーすることになる。）。それぞれの技術分野における担当調査官の数が少ないため、訴えが時期的にある技術分野に集中すると、その技術分野の調査官は、それぞれ、あつという間に多くの事件を抱える

ことになってしまう。そのような場合は、裁判官からの迅速処理の要請に応えるため、他の技術分野の調査官が抱えている事件数をみたくうえで、担当可能なものであれば、他分野の調査官に担当をお願いすることになる。それぞれが経験した技術分野の事件を担当するのがベストであるけれども、限られた人数の下では、各人が技術分野にこだわったのではうまくいかないというのが実情である。

余談であるが、知財高裁における事件の裁判官への配てんルールは単純明快である。部長（部総括判事。裁判長を務める。）を除く裁判官に、事件の種類を問わずに順番に配てんするのが原則であり、裁判長を務めることがある部長以外の裁判官への配てん数とか、証拠等の分量が余りにも多いものについての配てん等については考慮がなされるそうである。

## （２）日常業務

### （ア）裁判官との打ち合わせ

審決取消訴訟の審理は準備手続きによって行われる。書記官が当事者と打ち合わせの上、第1回準備手続きの期日を決定するのであるが、調査官も期日に立ち会うことになるため、調査官のスケジュールについても予め確認がなされる。第1回期日が決まると、各自の期日表に予定を書き込み、原告から第1回の準備書面が提出されるのを待つ。なお、次回以降の期日については、準備手続きの場で決められる。

準備手続きの日の午前中（準備手続きの期日は午後に設定されることがほとんどである。）または、前日等に、受命裁判官（「主任」と呼ばれる。）との打ち合わせが行われる。打ち合わせの内容は、技術説明、争点の確認、関連事件の進行状況等、調査官が調査した事項の全てにわたる。多くの事件の場合、調査官が、用意した資料に基づいて裁判官に調査内容を報告し、裁判官から質問等を受けるといったスタイルがとられる。もちろん、技術マターについての調査報告が主となるわけであるが、資料の作成については、解りやすいものとするために、いろいろと工夫を凝らしている。

裁判所から当事者に対して、準備書面の提出は、期日

の一週間前までとの指示がなされているため、通常であると、打ち合わせのための準備は、一週間前から開始できるのであるが、準備手続きの期日が連続したり、当事者からの準備書面の提出が遅れたりすると、準備期間が足りず、資料の作成が大変である。期日は待って欲しくないため、打ち合わせに間に合うように、必ず資料を作成しなければならない。

裁判官も、打ち合わせまでには、審決、明細書等を読み込み、準備書面にも目を通していているため、相当にきつい質問が寄せられることもある。調査が不足していれば、答えられるはずもなく、場合によっては、昼休み返上で再調査を行うはめになる。裁判官の頭の切れは、コンピュータ並みであり（毎度、そのように感じられた。）訓練も十分にされていることもあって、争点の整理は、早く、かつ、的確である。ある裁判官は、技術内容がよくわからなくとも、審決を読めば、大体、問題になりそうな箇所が把握できると仰っておられた。切れの良さは推して知るべしである。

### （イ）手続きでの立会

準備手続きには、原則、調査官も立ち会うことになっている。争点が法律事項のみであったり、和解手続きに入ったような場合は、必ずしも立ち会う必要はない（立ち会うことが拒否されるわけではない。）現在、福岡高裁長官であらせられる当時知財1部の北山部長などは、勉強のために、和解手続き等にも立ち会うことを勧めておられた。なお、高裁においては、当事者から技術説明が予定されているなどの特段の場合を除き、口頭弁論には立ち会わない（筆者が、口頭弁論に立ち会ったのは、1回だけである。ラウンド法廷で、準備手続きに引き続いて口頭弁論が開かれる場合は、そのまま傍聴することもある。）なお、調書には、調査官氏名とともに、調査官が立ち会った旨が記載される。

民訴法の改正により、調査官の行う事務について法制化がなされ、調査官は、当事者に対して問いを発することなどができるようになった。ただ、改正前より、裁判官の許可を得たうえで質問をしたりはしており、調査官からみれば、法制化がなされたからといって、それまでと格別変わったところはない。



準備手続きは、準備書面の陳述と、証拠の確認で終わってしまうことが多く、なんとも素っ気ないものである。当事者の主張がよくわからないとき、原告が取消事由に値しないような主張をしているときなど、裁判官から当事者に釈明を求めることもあるが、大概は、準備書面の出し直しということとなり、その場で、当事者の激論が始まることは稀である。特許庁の訟務の手引きには、裁判官の発言をよく聞いてくるようにとの指示がなされているが、裁判官は忙しいこともあり、また、プロの代理人を相手にしていることもあって、早口で、ごく簡単にしかコメントされないことがあり、ときどき、当事者は、何を求められたのか理解できないという顔を見せることがある。特許庁長官指定代理人としては、わからなければ、その場で、遠慮なしに聞けばよいし、裁判官のコメントは調書に記載されていることが多いので後日調書を確認することが大事である。

準備手続きにおいて、次回の期日が決定される。現在、知財高裁においては計画審理（詳細は、知財高裁HPを参照。）が行われており、準備手続きを終結しない場合は、当事者には、準備書面の提出期限が定められ、その1週間後に期日が設定されることが一般的である。準備手続きが終結する場合には、その後の判決に至るまでの検討時間を考慮して、口頭弁論期日が決定される（日時が決められる場合とおおよその時期が決められる（「追って指定」という。）場合とがある。）。

当然のこととして、次回の期日決めの際には、調査官のスケジュールの確認もなされるが、期日表を持参するのを忘れると冷や汗ものである。あわてて取りに戻るはめになるが、何とも、格好悪く、笑ってごまかすしかないものの、冷ややかな目線が突き刺さってくるのが感じられる。

#### （ウ）報告書の作成

準備手続きが終結すると、調査官は、裁判官の指示により報告書の作成にとりかかることになる。準備手続の終結時に、口頭弁論期日が決められるため、速やかに作成する必要がある（期限は、提出後の検討時間を考慮して、裁判官から指示される。）。報告書の作成を要する事件が溜まっていると大変である。盆も正月もないはめになる。

調査官の調査報告の内容については、知的財産訴訟検討会（第5回会合 平成15年2月28日）において、当時の東京地裁判事の飯村裁判官（現 知財高裁第3部 部総括判事）から「裁判官の技術的事項に関する知見の取得と調査官の活用の実情」として紹介されており（官邸HP）報告の形態としては、あらゆる形態が存在し、実例として、口頭による意見聴取、日常活動的（ルーティンワーク）な聴取、メモ利用、文献等活用、用語説明、個別報告、全体報告が挙げられている。

知財高裁では、文書による報告が主である。文書のスタイルについては、特段の定めがあるわけではなく調査官に任されている。審決取消訴訟では、多くは、審決における本願発明と引用発明との一致点、相違点の認定の誤り、相違点の判断の誤りが取消事由として主張されることから、調査報告の内容は、これらの取消事由についての調査官の見解が主体となる。そのため、取消事由ごとに当事者の主張を検討するという判決のスタイルと似せて報告書を作成する調査官が多い。当事者の主張、立証の範囲内に限られるものの、取消事由についての検討は、本願発明をどう捉えるか、引用発明をどう認定すべきか、引用発明同士を組み合わせる動機付けはあるかどうかなどであり、審査、審判において訓練を重ねてきた進歩性判断などの思考プロセスと何ら変わることがない。上記した典型的な取消事由の他、審決の説示における承伏できない点の全てが取消事由として主張されるケースや、いくつかの取消事由の内容が重複しているというケースもあるが、それらについても逐一見解を示すことになる。取消事由の整理が十分にされていないと裁判所も大変であるので、上記のような主張の整理が不十分なケースでは、できるだけ、準備手続きの場で、整理をしていただくように裁判官にお願いしている。

上記したとおり、審決取消訴訟においては、主として、審決がなした認定判断のうちどの部分にどのような誤りがあるかについて原告から取消事由が主張される（この他、審決をするにあたっての手續上の瑕疵も取消事由として主張されることが多い。）。例えば、進歩性が問題となっている場合、審決の理由中には、本願発明、引用発明、一致点、相違点、相違点の容易想到性について審判合議体の認定判断が示されるが、原告は、これらの認定判断のいずれか、または、全てに誤りがあると主張する

ことになる。当然のことながら、この主張には技術的事項が含まれており、検討のためには、技術的知識を必要とすることから、調査官は、技術の専門家として、公正中立の立場から、この主張の是非についての見解を客観的に示すことになる。

もう少し具体的に説明すると、調査官は、原告の主張する取消事由のそれぞれに対する見解、すなわち、主張の採用の可否とその理由についての見解を文章にまとめて報告書の形で示すことになる（技術の専門家ではない裁判官に、技術を正確にご理解いただくため、当然のことながら、その内容は、技術解説等を含めた詳細かつ丁寧なものとなる。）。一般的には、原告の主張には無理があり妥当でない（審決が正しい）といえるのであれば、妥当でない理由、根拠を示し、原告の主張が妥当である（審決は誤り）といえる場合は、妥当であるとする理由、根拠と、被告の主張が妥当でない理由、根拠を示す。原告の個別の主張が妥当であっても、審決の結論に影響を及ぼさない場合（典型的には、審決の一致点の認定に誤りがあるが相違点は看過していない場合、審決の容易想到性の説示には誤りがあるが容易想到性の判断（結論）には誤りがない場合等）には、その理由、根拠を示すことになる。原告も、被告も、自らの主張が正しいとする理由、根拠を示しているため、報告書には、主張が妥当といえる側の理由、根拠を援用すればよく、簡単な仕事ではないかと思われる向きもあろうが、そんなに簡単ではなく、出された証拠の細部にわたって検討し、当事者が主張する理由、根拠を補強する形で、調査官の見解の一部として盛り込むことが多い。査定系の審決取消訴訟では、技術水準、周知技術を示す証拠（乙号証）が被告側から提出されることが多く、これが、審決の認定判断の正しさを補強するものなのか、誤りを隠蔽するものなのかについて、原告との間で争いになるため、乙号証に関しての見解も必要となってくる。

これらの見解を、技術用語の説明などを交えながら、また、添付図面を参照しながら、まとめたものが報告書である。裁判官は、この報告書を一つの参考資料として、当事者の主張、立証について検討するのであるが、報告書の内容が、結果的にみて、裁判官の主張の整理、判断と大きく違わないものとなっていれば、報告書が裁判所における的確、迅速な審理に大いに資することになるわ

けである（なお、判決の文章は、相当、練られたものであり、その理路整然さには、常々感心し、これを手本とすべきものである。筆者が作成した調査報告書は、判決を手本としつつも似て非なるものであり、反省しきりである。）

報告書は非公開とされている。裁判所は、情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）の対象とされていないものの、司法行政文書の開示の取扱いについて独自に通達等を定めており（「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いの実施の細目について（依命通達）」、「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて（依命通達）」等）、情報公開の運用を行っているが、調査官の作成する報告書は対象外となっているようである。また、裁判所には、文書管理のルールも定められているが（「下級裁判所司法行政文書取扱要領について（依命通達）」）、こちらでも対象外のような（ただし、電子データを、知財高裁内のサーバ中に保管するという運用となっている。）。情報公開法5条5号にいう「審議、検討又は協議に関する情報」に近い性格のものであろうか。高林先生は、上記の論文の中で、「裁判官自らが調査した結果の手控えに相当するものと考えられるから、記録に編綴されるものではない。」と指摘されている。

某裁判官は、冗談交じりに、調査報告書を公開して、判決が報告書の整理どおりであると、裁判官は調査官の言いなりではないかとの批判がなされるし、判決が報告書の整理とは異なると、何で調査官の見解と異なるのだとの批判がなされるから、いずれにしても、報告書の公開には問題があると仰っておられた。

### （3）大合議事件への関与

大合議事件（これまでに3件の判決がなされている。）については、技術事項についてもより慎重な判断が要請されるため、調査官室では総動員態勢をとっている。担当調査官の他に、その分野の他の調査官の全員が検討に加わることになり、主任裁判官への説明その他検討会の場には、全員で出席するようにしている。室長には、原則、全件に目を通せという所長からの指令が

でているため大変である。

#### (4) 専門委員との関係

専門委員は、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図る必要がある場合などに、専門的な知見に基づく説明をするために置かれている（民訴92条の2）。任用等は、最高裁規則である「専門委員規則」に定められており、大学教授、公的機関の研究者、弁理士などが任命されている。通常は、準備手続きに立ち会い、技術に関して、いろいろと質問したり、意見を述べたりするのが役目となっている。

調査官も技術の専門家の端くれであるから、当初、自分が担当する事件で専門委員がつくと、正直いって愉快的気分にはなれなかったが、さすが、その道の専門家（超有名な先生も任命されている。）であり、明快な技術説明をいただけることから、難解な技術であるとか、明細書の記載が悪くてなかなか技術を理解できない場合は、大変、助かることになる。

専門委員からの説明は、書面又は口頭により行くとされているが（民訴92条の2）、筆者の経験からすると、準備手続き中での説明が主であって、説明書等は任意で提出されているようである。専門委員制度が始まってまだ日も浅いことから、制度の運用についてはこれから固まっていくと思われる。専門委員の中には、弁理士も含まれており、書面による説明ということになると、調査官の作成する報告書と似通ったところが出てくることもあり得るため、専門委員と調査官との役割分担を明確化していく必要もあろう。

なお、どの専門委員にお願いするかについて、候補者の選定を任されることが多いが、特に、機械分野では、クレームに記載されている個別の技術分野を専門に研究されている先生などほとんどいらっしやらないため、なかなか、選定するのも大変である。

#### (5) 会議等

調査官は、年に4回の「知的財産権部研究会」（全国高地裁の知財部裁判官、調査官、主任書記官などが参加、

各種テーマでの講演が多い。）の他には、会議らしきものに参加することはない。私的なものを除けば、個人宛のメールも届かない（最近まで、個人のメールアドレスは用意されていなかった）。室長だけは、裁判官会議（司法行政事務についての議決機関。知的財産高等裁判所設置法4条）裁判官協議会（各種テーマの協議、報告等）にオブザーバーとして出席している。裁判所には、個別テーマについて検討する複数の委員会（裁判官のほか、書記官、事務局員から構成。）も設けられており、求められると、調査官が、これらの委員会に参加することもある。裁判官協議会では、特許庁の運用が話題になることもあるし、調査官報告書のあり方についての検討も行われているため、オブザーバーといっても、突然の質問が飛んできたりすることがあって、緊張の連続である。

#### (6) 研修

初任研修のほかは、調査官向けの研修プログラムは用意されていない。技術研修としては、年に2回、工場見学する機会が与えられている。1回は裁判官に同行し、1回は調査官だけで出張することになっている。知財に限らず裁判事件を抱えている会社は、見学対象から外す必要があるため、見学する工場を決めるには、予め、候補を複数選び、他の裁判所に事件が係属しているか否かの調査が必要となる（事務局を通して、他の裁判所に事件係属を照会している。）。

#### (7) 審判部との違い

上述したとおり、取消事由についての検討は、審査、審判における思考プロセスをそのまま活かせばよいことが多く、その意味では、調査官と審判部との仕事の内容に大きく変わるところはないといえる。ただし、弁論主義の下では、当事者の主張、立証の範囲内で検討しなければならないという制約があり、調査官自らがサーチした周知技術等に基づいて調査報告をすることが許されないのは勿論である（調査官室にも特許庁のサーチ端末は備えられており、技術を理解したり、技術水準を把握するために、先行技術をサーチすることもあるが、その際、より適切と思われる引用例が発見されることがたまにある。）。また、原告が争わない部分について検討する必要



はない(もっとも、原告が争わない部分を前提として争う部分について検討する必要が生じる場合があり、全く、検討しないというわけではない。) もちろん、審判官と裁判官とでは技術的知識に大きな差があるため、技術の説明については、種々の工夫が必要である。

審決は、結論に至るまでのパターンがある程度決まっており、パターンに添って論旨を進めれば、一応、矛盾のない文章となってくるのであるが(裁判官も、このパターンによると、審決が何を認定判断しようとしたのかはすぐ理解できるようである。) 審決取消訴訟では、取消事由についてのみ判断することとなるため、争う部分、争わない部分を踏まえた上で、原告の主張を上手に整理しておかないと、調査官の見解が裁判官に十分に伝わらないこともあり得る。この辺が、報告書を作成する上で最も気を遣うところであろうか。

取消事由としては、審決の論理矛盾を突くもの、手続き上の瑕疵をいうもの、審判官の対応を論難するものなど、あまり、審判部においてはあまり縁のない主張について見解を示す必要がある場合もあり、過去の判例等にあたりながら仕事を進めざるを得ない場合が多いのも審判部との違いといえは違いないであろうか。

## 4. 調査官に対する評価

### (1) 裁判所からの評価

篠原現知財高裁所長が、知財高裁について紹介した論文中で、「裁判所調査官は、歴代、その職務に忠実に、むしろ特許庁に対して厳しい目を向けて公正適切な調査報告を行ってきたとの評価を得てきたところである」(「知的財産高等裁判所の概要」NBL804号25頁(2005.3.1)、知財高裁HPに掲載)と述べておられるように、裁判所からの評価は総じて高いといえる。

もちろん、調査官への注文がないわけではない。調査報告のスピードと質の向上は、常に求められている。このことは、「審決取消訴訟の新たな審理方法と新たな判決様式について(東京高裁知的財産権部における試み)」(塩月秀平、設楽隆一、清水節、岡本岳、NBL769号6頁(2003.9.15)、知財高裁HPに掲載)に、「審決取消訴訟に

おいては、主任裁判官と調査官とが打合せをし、調査官の意見を聴いた上で、主任裁判官が事件について結論と結論に至る理由を決定し、その結論と理由をもとにして調査官が調査報告書を作成し、その後主任裁判官が判決起案をすることが多い。しかし、この事件については、主任裁判官が調査報告書の提出を待たずに判決を起案した(なお、判決起案については、念のため調査官に依頼し、技術的な側面からみた誤りがないか、あるいは、誤解を受けやすい表現がないかなどの確認を経ている。)と、端的に述べられているとおりである。

### (2) 裁判所外からの評価

裁判所外からは、調査官の業務について、透明性、中立性を問題にする声が多い(「座談会 知財高裁の設置と今後の知財訴訟の在り方」、ジュリスト、1293、知財高裁HPに掲載)。給源が特許庁であること、報告書が非公開であることが原因である。また、一人当たりのカバ一範囲の広さから、調査官の技術理解力への不安も大きく(上記座談会) このことが専門委員制度への大きな期待となっていると思われる。調査官の権限が明確化されたとしても、調査官業務がこれまでと変わらないうまく、調査官の能力も考えも見えない以上、調査官に期待するのは無理と公言される向きもあり、主役に躍り出ることにはできず、常に、黒子として振る舞わねばならない調査官の立場にあっては、自らがその能力を立証することは難しく、大層辛いところではある。

### (3) 外国からの評価

知財高裁には、外国からの訪問者が後を絶たず、ついでに、調査官室も見学されることが多い。我が国の調査官制度には関心をお持ちになるようだが、決まったの質問は、特許庁の出身ですか、また、特許庁に帰られるのですか、というものである。特許庁からは辞職して来ているとしか答えようがないのであるが、やはり、中立性の担保という点が一番気になる所らしい。

## 5. 調査官に求められる資質

機会があれば、調査官として仕事をしてみたいという若手の審査官、審判官のために、調査官としてどんな資質が



求められ、日頃からどのような訓練を積んでおけばよいかについて、筆者が経験を通して感じたところを述べてみる。

調査官は、技術の専門家であると同時に、特許制度、運用のプロという位置づけである。着任したその日から、即戦力として扱われることになるため、当然のことながら、知財事件を捌くことのできる基礎知識、応用力を身につけておく必要がある。普通に、審査、審判の仕事をやっていけば、これらは養われていくものであるが、審決取消訴訟においては、審決の問題点が、種々雑多の観点から取消事由として主張されるから、多くの技術分野、事例にあたり、あれこれ悩んで起案するという多様な経験を有している方が、より円滑に調査官業務を遂行できることはまちがいない。少なくとも、常日頃から、意見書、審判請求書における出願人、請求人の主張に耳を傾け、その主張の趣旨を十分に踏まえたくうえで判断を示すように心がけることが大切である。

集中力と忍耐力も大事である。知財高裁における集中審理の下では、調査報告の迅速性、正確性は最優先課題となっており、しかも、訴え件数も多い（調査官1人あたりの要処理件数は、専門分野によっても異なるが、40～50案件/年になる。）。1件1件に集中し、裁判官へのわかりやすい技術説明を工夫しながら、できるだけ、効率的、創造的な仕事をしていかないと在庫の山となる。ちなみに、裁判官は、期日の度毎に、それまでの当事者の主張の要点と、さしあたっての考え方をまとめた、備忘用のメモを作成し、効率的な審理に役立てているようである。また、準備手続きの期日に合わせて、計画的に仕事をすすめることが必要であり、自己管理能力も求められる。

忍耐力は必要である。当事者の主張の一つ一つに対して、調査官の見解をまとめていくのは、相当に根気が要るものである。当事者の主張の中にも、いろいろなものがあり、一旦、当事者の主張を整理した上でないと、見解に矛盾が生じたりすることもある（調査官の表現能力の不足が誤解の原因となる場合もある。）。ちなみに、裁判官は、一枚紙に当事者の主張の要点を対比整理し、論理の道筋を立てた上で、判決を起案されているようである。

もちろん、調査報告の中には、技術説明、意見交換な

どが含まれ、主任裁判官との対話が必要になってくる。技術の専門家でない裁判官に、いきなり、本願発明を説明しても、すぐに理解をいただけないことは明らかであるから、常に、背景技術、従来技術を踏まえて、本願発明の特徴点を理解するように努めることが大事になる。

## 6. むすび

以上、筆者の経験を基に、調査官の業務内容を紹介した。振り返ってみると、裁判所での三年間は、調査に専念でき、また、調査を通して学ぶ点が多く、大変充実したものであった。裁判所の内部を垣間見ることができ、裁判官の人となりに触れることができたというのは、得難い経験であったのはいうまでもないが、一番、ためになったことは、原告の主張を通して、審決の誤りが奈辺にあるかを冷静、客観的に見る目を養えたことである。判決を勉強することで得られることも多いとは思いますが、やはり、自らが、裁判官の片腕となって（裁判官もそのように思ってくれていると信じて）必死にもの考えるという体験を持つことで、より多くのものが身に付くのは間違いのないところだと思う。終えてみると、三年間はあっという間に過ぎ、短かったというのが、今抱いている感想である。

## profile

梅田 幸秀（うめだ ゆきひで）

昭和48年4月 入庁

平成14年4月 審判部第15部門長

平成15年4月 東京高等裁判所（現知的財産高等裁判所）調査官

平成18年4月 審判部第13部門長

同年7月 首席審判長